

議案第 15 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 6 月10日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法が改正されたことに伴い、規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年 3 月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市調整部関係の款第73項及び第74項中「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同款第89項中「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。